

第2回大月市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年2月23日(金) 午後2時から午後3時5分
- 2 開催場所 大月市民会館4階視聴覚室
- 3 出席委員
 - 1番 志村 喜光 2番 小林 良次 3番 山田 政文
 - 4番 佐藤 總明 5番 蔦木 正彦 6番 天野 千明
 - 7番 梶原 勝 8番 西村 恒男 9番 矢頭 恵造
 - 11番 米山 義一 12番 小俣 民男 13番 和田 廣行
 - 14番 佐藤 孝義
- 4 欠席委員
 - 10番 山崎 公江
- 5 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件
議案第5号 基盤強化法第19条(農地利用集積化計画の公告)の件
 - 日程第4 報告第2号 転用確認証明交付に対する報告
- 6 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 坂本 和彦 主幹 竹下 仁 事務補助 平山 正幸
 - 産業観光課農林業担当 知見 義久
- 7 会議の概要
 - 事務局 それでは皆様お揃いのおようですので、ただ今より始めたいと思います。最初に互礼を行いたいと思います。ご起立ください。礼。ご着席ください。
それでは、ただ今より平成30年第2回農業委員会委員総会を開催致します。
 - 会長 会長あいさつ、志村会長お願いします。
平成30年第2回の大月市農業委員会総会を招集しましたところ、公私ともに忙しい中をご参集頂き厚く御礼を申し上げます。

2月下旬とはいえまだまだ厳しい日もありまして、体調の管理にも気を付けねばならぬ時期でございます。

さて、私は毎月7日開催される県農業会議に今月も出席致しました。特に、今回は平成29年度山梨県女性農業委員の会総会も行われました。県内の女性農業委員の数は旧制度より12名増えまして32名となりました。その内郡内12市町村の女性農業委員数は13名という現状でございます。今日はご欠席でございますが、我大月市でも山崎委員さんが頑張っておられるところでございます。今後の活躍を祈念申し上げます。また、先日は農業委員会だよりの編集委員の方にもご苦勞様でございました。お陰様で原案ができあがり、本日皆様にご提示できる運びとなりました。ご意見ご感想を頂き、完成させたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の案件は、農地法第3条1件、第4条2件、議案第5号は基盤強化法第19条の件でご説明がありますので、皆様のご意見を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。本総会がスムーズにいきますよう、皆様のご協力をお願い致しまして、私の挨拶と致します。

事務局 開会宣告、会長お願い致します。

会長 本日は、山崎委員が欠席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 議長選出、大月市農業委員会会議規則第3条に基づき、議長を会長にお願いします。

議長 それでは、規則に従いまして、議長を務めさせて頂きます。着席のまま議事を進めさせて頂きます。

総会を開始するにあたり、皆様をお願いを致します。会議中の発言は、全て挙手の上、指名を受けてからお願いを致します。

議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、3番山田政文委員、4番佐藤總明委員を指名致します。

日程第2 会期の決定

議長 続きます、会期の決定です。日程第2、会期の決定を致します。
本総会の会期は一日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【異議なしの声】

異議がありませんので、本日、一日と決定致します。

日程第3 議事

議長 日程第3、議事に入ります。
議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請の件を上程致します。
事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、説明致します。
議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請は1件です。
申請番号1番につきましては、2ページの地図と3ページの写真をまず
ご覧頂きたいと思います。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇×××-××、地目は田で現況は畑、面積
は合計で492㎡です。農振農用地外になっています。

貸人は●●●●、借人は●●●●です。

申請地は、●●●●団地の東側に位置しております。2ページの地図の色
が違っているところですね、そこが申請地になります。

申請理由は農業経営の拡大、貸人より使用貸借で農地を借り入れ、申請
地にネギと蒟蒻を栽培する計画です。

現地調査を行ったところ、3ページの写真にあるように雑草が生えてお
りますが、再生可能な農地であります。

2ページの地図と5ページの写真を併せてご覧頂きたいと思います。申
請者の●●●●につきまして、現在、申請地に隣接している農地、〇〇の
×××-××、この農地を所有し、5ページにありますとおり、周りを鳥
獣除けの囲いがしてありますが、そこで現在野菜を栽培しております。ま
た、近くになります西側になります、〇〇の×××の土地ですね。こ
こには竹林を所有し筍の収穫をしているということです。先日の現地調査
でも確認してまいりました。更に幡野地区の松葉、これは4ページに地図
がありますが、〇〇の××××です。そこでネギ等の栽培をしております。

合計しますと2,840㎡の耕作をしており、農業者の要件は満たしていると思われま。5ページ、斜面になっていますけれど土が見えているところで耕作をしております。

以上、ご審議の方よろしくお願ひします。

議長 続きまして、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願ひ致します。

12番、小俣民男委員お願ひ致します。

小俣委員 2月16日に志村会長と事務局の二人と私と4人で現地調査をしてまいりました。まず、●●●●氏の耕作農地の確認に行つてまいりました。若干5ページの竹林を農地に含めるか、御異論があるかも知れませんが、一応筋を採つて出しているということですし、●●さんの農地は手を付けていない状況でして、●●●勤務でまだ何日か●●●●●●の方に勤めているようです。このまま荒れておくのはもったいないことですので、非常にいい話じゃないかと思ひますので、是非ご検討をよろしくお願ひ致します。

議長 ただ今の説明に質疑のある方は挙手を願ひます。

葛木委員 ×××と×××-×××という写真があるんですけど、これは何のためにあるんですか。

小俣委員 ●●さんの耕作地の確認です。20アールの基準をクリアーしているかどうか、そのために。

議長 特に農地のやり取りをする場合には20アール以上の面積を有しているかということ、かなり厳しくみています。

議長 他にございますか。

【異議なしの声】

それでは、質疑がないようですから採決を致します。賛成の方は挙手を願ひ致します。

はい、ありがとうございます。賛成多数で、許可と決定致します。

議長 続きまして、議案第4号、農地法第4条の第1項の規定による許可申請の件を上程致します。申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は2件あります。申請番号1について説明します。

申請地は、〇〇町〇〇〇字〇〇〇××××、地目は畑で、現況は山林です。7ページの地図と8ページの写真を併せてご覧頂きたいと思います。面積は1,258㎡、申請者は、●●●●です。

申請地は、JR〇〇駅の南約300mに位置する第2種農地で農振農用地外です。土地の東側のところに見えるのが●●●●の〇〇〇になります。隣接地は山林原野に囲まれており、平成22年に非農地通知を出した農地がその周辺には含まれています。

申請理由は、山林に転用ですが、昭和60年ころヒノキを植林し、現在約300本程のヒノキが生えているため、追認によるとなり、始末書が提出されておりますので、始末書を読み上げたいと思います。

この度、私議農地法第4条の規定による許可申請をお願い致しましたが、申請地は昭和39年5月17日に相続により取得致しました。

申請地は北面で痩せ地であり、麦や桑畑として耕作していましたが、周辺の農地が養蚕の衰退を引き金に耕作放棄地や桧の植林により山林原野化してきたこと。また、農業は●●●●で担っていましたが、高齢で耕作ができなくなり、荒地にする前にと昭和60年頃、桧を植林し、現在は山林として管理しています。

この一帯は、耕作している農地はなく山林化や原野化しているので、植林するのに農地法の許可が必要であることを知らずに植林いたしました。

無知とはいえ、許可を得ず山林化したことは誠に遺憾であり、深く反省しております。二度とこのような行為はいたしませんので、何卒ご寛大なるご処分により許可を賜りたくお願い申し上げます。

ということで、始末書が出ております。以上、現地調査を行いました。すでに山林となっており、追認の申請が必要との県のご指摘もありました。ご審議をお願いします。

議長 続きます。地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。2番小林良次委員をお願いします。

小林委員 過日、2月の15日にですが会長と事務局2名と現地を確認致しました。その後、21日に県の農務部で2名が現地を見たいということで、事務局2名と農務部2名と私と現地を確認しましたところ、農務部でもこれはも

う山林しかないということで確認をしてもらいました。

ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして質疑のある方は挙手を願います。

【異議なしの声】

質疑がないようですから採決を致します。賛成の方は挙手をお願い致します。はい、全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 次に申請番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号2について説明致します。9ページの地図と10ページの写真を併せてご覧頂きたいと思います。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇×××一××、地目は畑で、現況はこちらの方も山林です。面積は1,973㎡です。

申請者は、●●●●。申請地は、林道〇〇〇線からmる〇線に入り200m程入ったところにあります。

申請理由は、山林に転用ですが、こちらも、40年程前にヒノキ約100本、スギ約200本を植林し、追認の申請となります。この場所につきましては、昨年8月の総会で太陽光発電の申請があった際に、申請者の持っている農地が山林による違法の転用があるということで、太陽光の許可を得る際に、違法転用を追認申請するよう指導をした場所です。ここについても、始末書が出ておりますので、読み上げたいと思います。

この度、私議農地法第4条の規定による許可申請をお願い致しましたが、申請地は平成7年11月29日に相続により取得致しました。

申請地は山中にあり亡父が桑畑として耕作していましたが、この一帯は、養蚕の衰退を引き金にほとんどの農家が桧の植林をしており、父も荒地にする前にと昭和55年頃、桧を植林し、現在は山林として管理しています。

昨年、隣接する農地〇〇町〇〇字〇〇×××番×に太陽光発電施設を設置した際、大月市農業委員会の現地調査があり、農地に人為的に植林することは、違法行為であることが分かりました。

相続した土地ではありますが、許可を得ず山林化したことは誠に遺憾であり、深く反省しております。二度とこのような行為はいたしませんので、

何卒ご寛大なるご処分により許可を賜りたくお願い申し上げます。

ということで、始末書が出ております。こちらの場所につきましても、現地調査を行いました。既に山林化しており追認による申請が必要だとご指摘を県の方からももらっております。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。6番天野千明委員をお願いします。

天野委員 自分の場合、事務局とか会長と一緒に現地調査に行けなかったもので、19日の夕方と今日の午前中、確認した所ですが、もうしっかりした木に育っていますので、本人も今となって心配しているの、農地から山林へという状態になっていますのでよろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、質疑のある方は挙手を願います。

【異議なしの声】

質疑がないようですから、採決を致します。賛成の方は挙手をお願い致します。はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 続きまして、議案第5号、基盤強化法第19条農用地利用集積化計画の公告の件を上程致します。

事務局に説明を求めます。産業観光課農務担当知見さんをお願いします。

農林業担当 産業観光課農林業担当の知見と申します。よろしくお願い致します。

第5号議案につきまして、制度の説明も交えながら案件の説明をさせて頂きたいと思っております。

今回の5号議案の案件ですが所謂農地中間管理機構を通じた貸し借りを行うというものになります。中間管理機構を利用したものは、農地法の貸し借りとは異なりまして、農業経営基盤強化推進法という法律に基づいた利用権の設定を行う貸し借りということになります。基盤強化促進法による利用権設定なんですけども、農地を貸したい方と借りたい方が話がまとまりましたら、市町村が農用地利用集積化計画というものを作成します。

法律に基づきまして、市町村の農業委員会の決定を頂いて、その利用権が定められることとなります。農業委員会で決定がされましたら、市の方で市役所等に公告というものを行いまして、その利用権の効果が発生するというようになっております。

農地中間管理機構を通じた貸し借りですが、利用権設定を行うということは今言いましたが、具体的には土地の所有者が機構に貸し付けて、借りた人が機構から貸し付けられることとなります。

中間管理機構を使うメリットとしましては、公的な機関が間に入りますので、安心して貸し借りができて、賃貸契約の経過後は一度契約がリセットというか、そこでいったん解除になりまして、必ず権利が土地の所有者にまた戻ってくるということがあります。賃貸借の場合には、賃貸の徴収ですとか借主への支払いは中間管理機構が行いますので、そういったことが要らなくなるということも管理機構のメリットになります。また、条件次第では国の方から協力金がもらえるということがあります。

それでは、具体的に案件について、説明させていただきます。

1 1 ページにありますように3件ありまして、所在が〇〇町〇〇〇字〇〇××番、登記地目田、現況地目田、農振農用地内、面積は1, 408 m²、貸付人が大月市〇〇町〇〇〇××番地、●●●●。

2 件目が〇〇町〇〇〇字〇〇〇××番、登記地目田、現況地目田、農振農用地内、面積が1, 143 m²、貸付人が山梨市〇〇〇××番地×●●●●。

3 件目が〇〇町〇〇〇字〇〇〇××番、登記地目田、現況地目田、農振農用地内、面積が915 m²、貸付人が〇〇町〇〇〇××番地、●●●●。

借受人については甲府市宝1丁目21番20号、公益財団法人山梨県農業振興公社。この農業振興公社が山梨県から中間管理機構としての指定を受けています。

以上が農地利用集積化計画の内容になります。資料をお配りさせて頂いているんですが、県の中間管理機構に貸し付けられましたら、借主として申し入れがされている方が資料の一番上に付けてあるんですけども、こち

らに●●●●さんが借主として追加されることになっておりまして、この方、〇〇〇に在住の方なんですけれども、今現在、●●●●の下の方ですとか●●を●●●●のところとかで、既にやられている方になりまして、実績もありますし、器材等も備え付けてありますので、今回、貸し借りするに当たって十分できるのではないかと考えております。

あと、後ろに様式類を付けさせて頂いてまして、小さい紙の方が農地の借受希望申込書という貸してもらいたい方が中間管理機構に出す書類、その下が貸出申込書といいまして貸したいというための申出書になります。一番下に付いておりますのが、今回の農地利用集積化計画になりまして、ちょっと入ってないですけれども、今回の案件の内容を枠内に書いて頂きまして、甲の所には農地を貸す方がありまして、常にこれを作成して農業委員会に通知してありますので、今回こういう議案が出せたということになります。

現在、この中間管理機構、申込書ってのがあるんですけども、借りたいという申込書は、多分できると思うんですけど、貸したいっていう申込書はこちら使用するんですけど、こちらの方は多分出したいと言っても、今のところは出せなくて、今回のように借りたい人と貸したい人がまとまっている場合に実際こういう貸し借りが成立することになっております。

一応この用紙を使用するというご承知をいただければと思います。ご審議よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、質疑のある方は挙手を願います。

山田委員

これは、農地法の適用じゃなくて基盤強化法の適用ということで

事務局長

これは、お知らせだけで

農林業担当

これでとあって、公告文書を作れば、これで効果が成立になります。

山田委員

具体的にこの面積でいくらくらいのお金が入ってくるのですか。

農林業担当

私読んでなかったんですが、今回は使用貸借ですから貸し借りについては費用はなしになっています。

山田委員

公社は来ない。

農林業担当

基本的には公社は仲介をするだけなので、手数料とかはなくて、借りる

用途が、もし賃貸借であればお金を払って、それはそのまま貸してる人に渡すという。

山田委員 前に2・3年前に聞いた話だと1反分当たり2万円とか

農林業担当 それは、制度のところで条件次第で協力金がもらえるっていう意味の

山田委員 これは、対象じゃないんですか。

農林業担当 それは、条件があるんですけども、期間とか協力金にも種類があって、10年以上貸付け、持っている農地を全部貸す。そういった場合の協力金の出方とか。

山田委員 自分の所有している農地を全部貸さなきゃだめなの。

農林業担当 それも、営農されている方が全部渡すとかいう、なかなか厳しい条件があって、一応10年以上っていうのが一番協力金が出やすいです。2・3年前はもっと高かった。2万円だったんですけど、それは優遇的な金額で、今は基準単価の1万5千円だと思います。

事務局長 土地を貸したい人がいて、借りたい人がいる場合、二人でやらないで山梨県を間に挟んで山梨県が今回はお金がかからないですけど、使用料をとってその分を山梨県が仲介するって形で、これ仕組みができます。遊休農地を減らしましょうっていう事業なので、10アール当たり昔は2万円奨励金みたいに地主さんにお金が渡ったんですけど、だんだんそれが慣れてくると今金額が下がっているという状況です。今回の場合は金額が発生しないので貸し借りが全然お金がないってだけなんですけど、他の所では㎡500円とかあるね。それなりのお金を払って今も借りているところがあります。

山田委員 これは、国の制度には合致しないけど、借りる人が或いは貸す人、両方で例えば年間1反分5千円になるよ、もらうよとなるとここに金が入ってくるんだね。

事務局長 借りている人は県の間管理機構に払って、中間管理機構から地主さんに払う。

山田委員 県が間に入ってお金のやり取りをするわけね。これは今まで大月では何カ所かあるんですか。

事務局長 そうですね、久保

0年2月9日までの転用認の申請は2件です。

番号1、〇〇町〇〇字〇〇〇×××-×、申請者は●●●●●、転用目的は駐車場及び資材置場です。15ページにある写真のとおり、現在車が停まっている所ですけど、駐車場。そして、奥が資材置場ってことで確認致しました。

続きまして、番号2、〇〇町〇〇字〇〇×××-×他×筆、申請者は●●●●●、転用目的は宅地です。18年前の申請ということで確認致しましたが家の建て替えがされておまして、駐車場、資材置場として使われている所です。宅地ということでここを確認致しまして証明書を発行致しました。

以上、報告致します。

議長 ありがとうございます。ただ今の報告につきまして、質疑がございますか。

【異議なしの声】

議長 ないようですから、本日の日程は全て終了致しました。議事進行にご協力ありがとうございました。

職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 長時間に渡り、慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年第2回の大月市農業委員会総会を閉会致します。どうもありがとうございました。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

平成30年2月23日

議事録署名委員と共に署名する。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員

平成30年度

第2回大月市農業委員会総会議事録

大月市農業委員会

